

○宇野 裕委員 御苦労さまでございます。

それでは、質問をさせていただきます。大きくは2つありまして、まず最初に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた公共事業への対応について質問をさせていただきたいと思っております。

建設業は社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線での地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、その社会的使命を果たしていく必要があり、公共事業は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも継続を求められる事業として位置づけられております。本年1月7日には、本県を含む1都3県を対象として緊急事態宣言が行われ、2月2日には期間が3月7日まで延長されたところであります。

そこで2点お伺いをさせていただきたいと思っております。

緊急事態宣言を受けて、業者からは3月末までの工期では厳しいとの声が聞こえておりますが、一方で公共事業の事業継続が必要とされる中で、県土整備部発注工事において、どのように対応されているのか。

また、2点目といたしまして、新型コロナウイルスの影響により、県土整備部発注工事において工期延長等を行う工事はどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

○説明者（御園技術管理課長） 技術管理課でございます。

県土整備部の対応に関する御質問ですが、県土整備部では、緊急事態宣言に伴い、施工中の全ての工事と業務の受注者に電話やメールにより今後の対応について確認し、受注者から工期延長等の申し出があった場合は受発注者による協議を行い、必要があると認められるときには工期延長等を決定したところであります。今後、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更を行ってまいります。また、工期が年度を超える可能性がある場合には、必要となる予算の繰り越し手続を行ってまいります。

次に、工期延長等に関する御質問ですが、令和3年2月19日現在、県土整備部発注の施工中の工事約1,500件のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止などを理由に受注者から24件の工期延長等の申し出があり、3件で一時中止を、21件で工期延長を行っております。

なお、一時中止3件のうち2件については既に工事を再開しております。

○宇野 裕委員 ありがとうございます。県土整備部においては、工期延長等につい

でも適切に対応いただいているとのことではありますが、工期の見直しや請負代金額の変更についても適切に対応いただくよう、お願いを申し上げたいと思います。

2点目ではありますが、プレジャーボートの不法係留対策についてお伺いをしたいと思います。ことし7月に開催される予定のオリンピック——予定というか、今非常に微妙な時期だとは思いますが、開催されるという前提に立って質問させていただきたいと思いますが、ことし7月に開催されるオリンピック・パラリンピック競技会場となる幕張メッセに近い二級河川浜田川では、現在も100隻程度の不法係留船が目立っております。河川は誰もが自由に使用できる公共の空間であり、許可なく船舶を係留することは明確な不法行為であります。また、洪水などの緊急時には流水を阻害し、堤防や護岸などの施設に損傷を与えるとともに、何よりオリンピックを目前に景観が損なわれたままとなってしまいます。非常に心配をしております。

そこでお伺いをしたいと思います。オリンピック・パラリンピック会場に近い浜田川の不法係留対策にどのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○説明者（角田河川環境課長） 県では、これまで不法係留が認められる箇所に警告文を掲示するとともに、船舶の登録番号から所有者を確認し、移動を促す勧告文を送付するなど、再三にわたり指導を行ってまいりましたが、改善が見られないことから、県による撤去もやむを得ないと判断したところです。このため、所有者不明船については簡易代執行により撤去することとし、2月15日付で公告を行い、自主撤去の期限となる3月1日以降も改善が見られない場合、県において撤去してまいります。所有者が判明している船舶については、河川法に基づく監督処分を行い、改善が見られない場合、県が撤去を行い、費用を所有者に請求してまいります。

○宇野 裕委員 現場の土木事務所も含め地道に所有者を調べ上げ、再三にわたり指導を行ってきたと思います。しかしながら、改善が見られないため、県が行為者にかわり撤去することもやむを得ないとこのたびの御答弁でありました。貴重な県民の税金を使って代執行となりますので、撤去後においても、この水域の秩序が保たれなければならないと考えております。

そこでお伺いをしたいと思います。今後、プレジャーボートの保管場所の確保を義務づけるなど対策を講じるべきと考えるが、どうか。

○説明者（角田河川環境課長） 県としては、プレジャーボートが水域を自由に移動できることから、不法係留の抜本的な解消を図るには広域的な対策が必要であると考

えています。このため、9都県市合同で国に対し、保管場所確保を義務づける制度の創設などを要望しているところです。引き続き国の法制化の動きを注視するとともに、9都県市一体で取り組んでまいります。

○宇野 裕委員 ありがとうございます。皆さんの御苦勞が今の御答弁でよくわかりました。本当に御苦勞さまでございます。

結びでありますけども、先ほども申し上げましたように、多額の経費をかけて代執行をするわけであります。引き続き公共の水域の秩序が守られるよう、不法係留を行う者に毅然とした対応を行うとともに、河川の正しい利用などについて広く周知していただくよう要望して終わります。